「低炭素建築物新築等計画認定申請書」の提出先

平成25年3月31日まで

1 建設地が建築基準法第4条第1項及び第2項の規定に基づき建築主事を置く市の場合

建設地	届出の宛先(所管行政庁)	提出先	地域区分
静岡市	静岡市長	静岡市 建築指導課	6
浜松市	浜松市長	浜松市 建築行政課	6
沼津市	沼津市長	沼津市 建築指導課	6
富士市	富士市長	富士市 建築指導課	6
富士宮市	富士宮市長	富士宮市 建築指導課	6
焼津市	焼津市長	焼津市 建築指導課	6

2 建設地が建築基準法第97条の2第1項の規定に基づき建築主事を置く市の場合

建築基準法第6条第1項第4号に掲げる建築物(新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により知事の許可を必要とするものを除きます。)

一並のにとれた生とく時に次の木内の水ににめられ事の計画を必要とするものを称とめず。				
建設地	届出の宛先(所管行政庁)	提出先	地域区分	
伊東市	伊東市長	伊東市 建築住宅課	6	
三島市	三島市長	三島市 建築指導課	6	
御殿場市	御殿場市長	御殿場市 建築住宅課	5	
裾野市	裾野市長	裾野市 建築住宅課	6	
藤枝市	藤枝市長	藤枝市 建築住宅課	6	
島田市	島田市長	島田市 建築住宅課	6	
磐田市	磐田市長	磐田市 建築住宅課	6	
袋井市	袋井市長	袋井市 建築住宅課	6	
掛川市	掛川市長	掛川市 都市政策課	6	
湖西市	湖西市長	湖西市 建築住宅課	6	

3 建設地又は対象建築物が上記1、2以外の場合

建設地	届出の宛先(所管行政庁)	提出先	地域区分
下田市		下田土木事務所 都市計画課	7
河津町		下田工小事物別 即印引画味	7
伊東市		熱海土木事務所 都市計画課	6
熱海市		然海上小争扬州 部中引曲床	7
三島市			6
御殿場市	静岡県知事		5
裾野市			6
一一一一伊豆市			6
伊豆の国市		沼津土木事務所 建築住宅課	6
函南町			6
清水町			6
長泉町			6
小山町	133 1 3 7 10 10 3		5
藤枝市			6
島田市		島田土木事務所 建築住宅課	6
牧之原市			6
吉田町			6
磐田市		袋井土木事務所 建築住宅課	6
袋井市			6
掛川市			6
菊川市			6
森町			6
御前崎市			1
湖西市		浜松土木事務所 建築住宅課	6

4 市街化区域又は都市計画区域内の用途地域が定められていない為、低炭素建築物認定の対象外の町 東伊豆町 、 南伊豆町 、 松崎町 、 西伊豆町 、 川根本町

注)地域区分とは、「建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化のために誘導すべき基準」の別表4の地域区分を示し、低炭素建築物認定の対象地域のみ表示しています。 平成25年4月1日以降の提出先は、建設地になる予定です。